

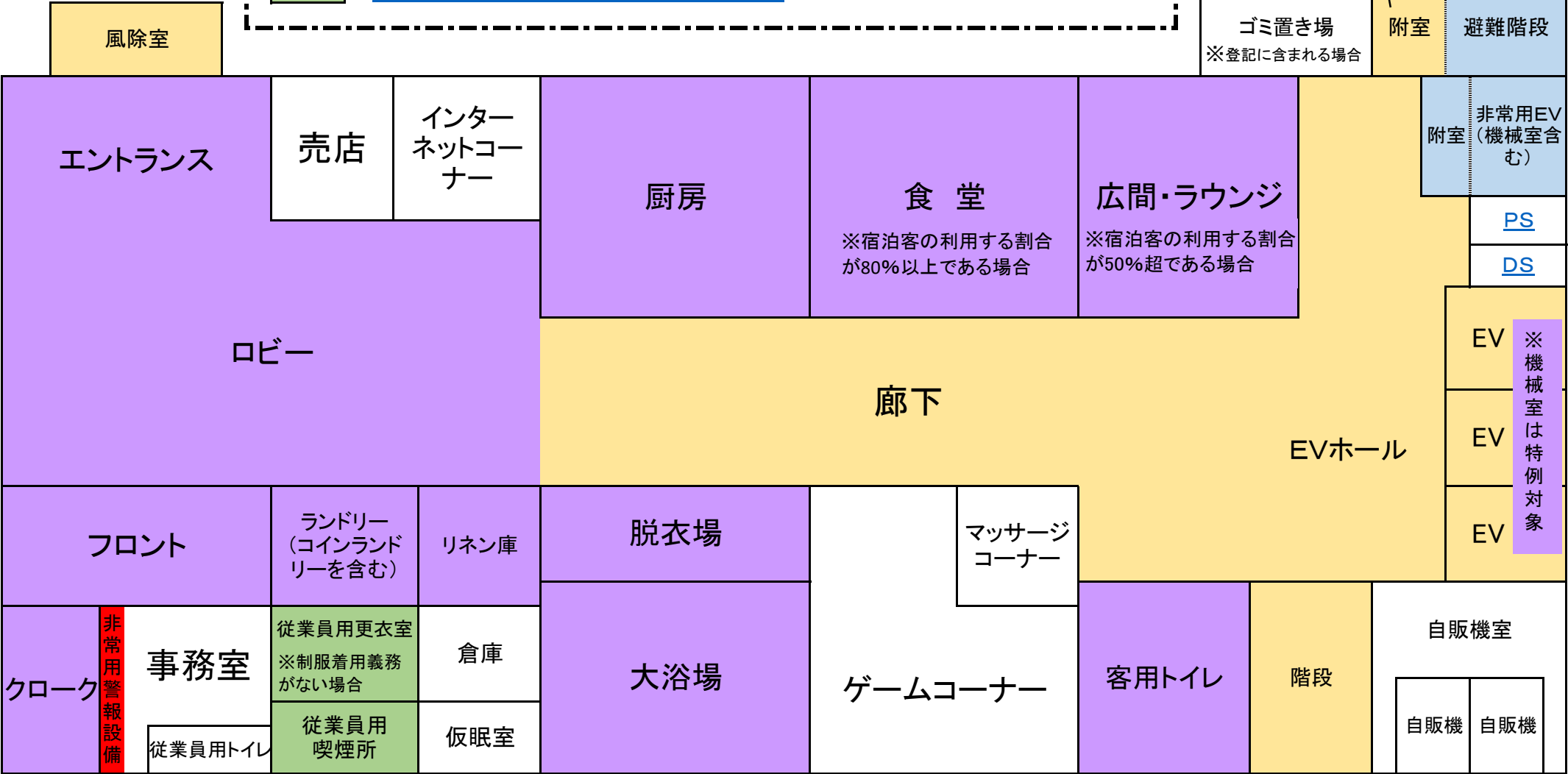
○×ホテル 1F

■	特 例: ホテル・旅館用施設 (面積の50%控除)
■	非課税: 防災施設等 (面積の50%非課税)
■	非課税: 防災施設等 (面積の100%非課税)
■	非課税: 消防用設備等 (面積の100%非課税)
■	非課税: 福利厚生施設 (面積の100%非課税)

※他業者に貸付けている場合は事業所床面積に算入しません。

※使用状況等により、課税、非課税、特例の判断について図面と異なる場合があります。

特別避難階段の場合は、附室を含めて100%非課税(水色)となります。

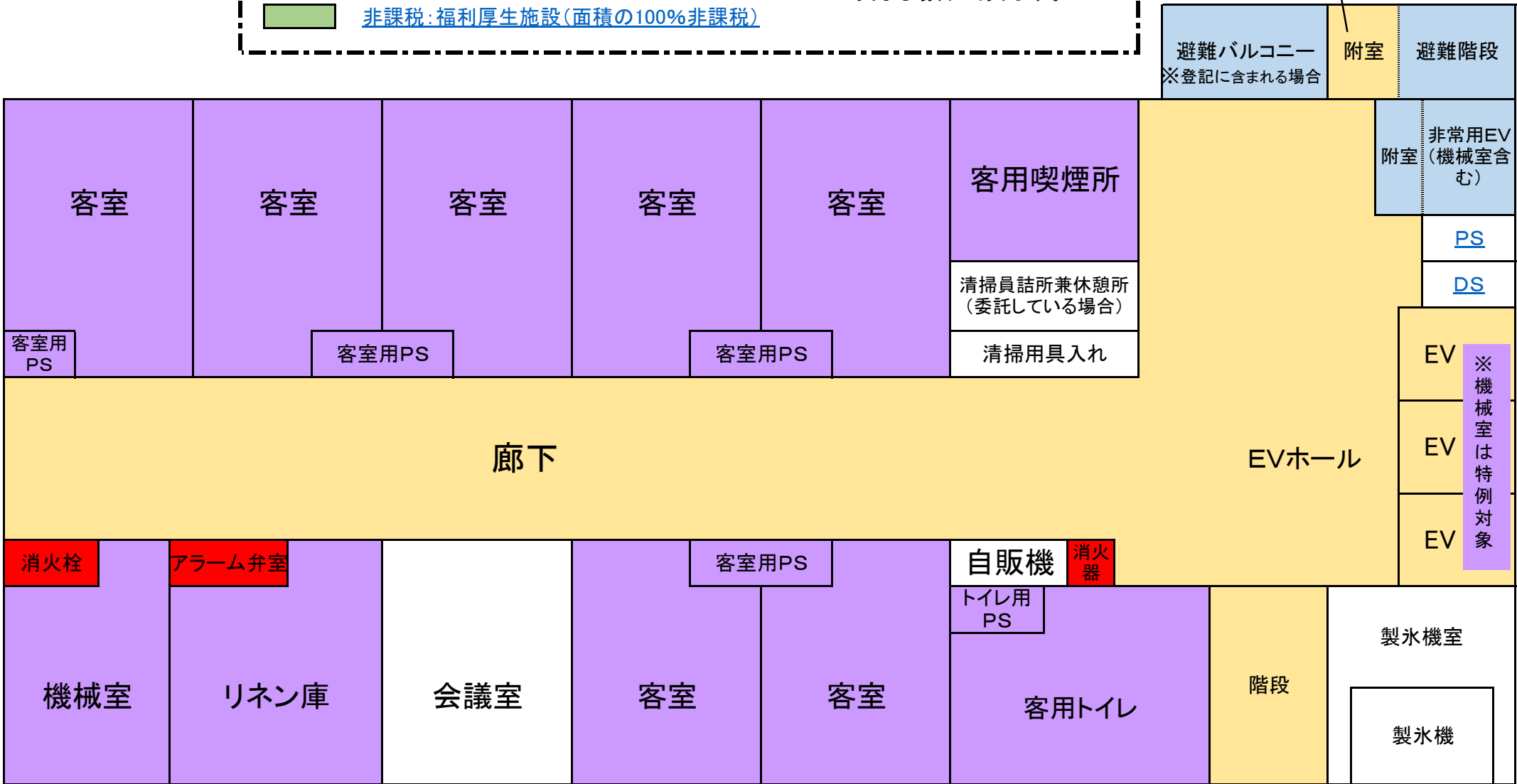


○×ホテル 2F~8F

特 例:ホテル・旅館用施設(面積の50%控除)
 非課税:防災施設等(面積の50%非課税)
 非課税:防災施設等(面積の100%非課税)
 非課税:消防用設備等(面積の100%非課税)
 非課税:福利厚生施設(面積の100%非課税)

※他業者に貸付けている場合は
 業所床面積に算入しません。
 ※使用状況等により、課税、非課税、特例の判断について図面と異なる場合があります。

特別避難階段の場合は、附室を含めて100%非課税(水色)となります。



※ DS、GDS、CH、ST、OA、EA、DPS、PS、EPS、CPSについては、以下の区分により非課税の判断をしてください。

施設名		課税・非課税・貸付区分等	備考
消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	消防用設備非課税（全部）	
排煙設備 (DS、GDS、CH、ST)	排煙ダクト	防災施設非課税（全部）	
空調設備 (DS、GDS、CH、ST、OA、EA、DPS)	換気、暖房又は冷房の設備の風道で、防火区画されており、各階に床がないダクトスペース	防災施設非課税（1/2）	建築基準法施行令第112条第11項に適合するダクトスペース
	消防用の排煙（換気、暖房又は冷房の設備等の排煙を併せて行うものを含む。）を行う排煙設備の風道（ダクトスペース）等	消防用非課税（全部）	
	消防用設備以外の排煙を行う排煙設備の風道等（予備電源含む。）	防災施設非課税（全部）	
	上記以外	課税	
給排水管、ガス配管設備 (DPS、PS)	給排水管、ガス管で、防火区画されており、各階に床がないパイプスペース	防災施設非課税（1/2）	建築基準法施行令第112条第11項に適合する「その他これらに類する部分」
	消防用設備の配管（一般の給排水管、ガス管を併せて格納しているものを含む。）を格納しているパイプスペース	消防用非課税（消火設備）（全部）	
	上記以外	課税	

施設名		課税・非課税・貸付区分等	備考
配電管設備、 通信用配管設備 (EPS、CPS)	電気・通信用の配管で、防火区画されており、各階に床がないパイプスペース	防災施設非課税 (1/2)	建築基準法施行令第112条第11項に適合する「その他これらに類する部分」
	消防用設備の配管（一般の電気・通信用の配管を併せて格納しているものを含む。）を格納しているパイプスペース	消防用非課税（警報設備）（全部）	
	上記以外	課税	